

提出議案説明資料目次

令和7年12月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	条文解釈	議案第85号 箱根町犯罪被害者等支援条例の制定について	1～11
2	条文解釈	議案第86号 箱根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	13～43
3	新旧対照表	議案第87号 箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45～59
4	新旧対照表	議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61～63
5	新旧対照表	議案第89号 箱根町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65～67
6	新旧対照表	議案第90号 箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について	69～73
7	新旧対照表	議案第91号 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	75～81
8	指定管理者候補者概要一覧	議案第96号 箱根町畠宿寄木会館指定管理者の指定について から 議案第104号 箱根町宮城野テニスコート指定管理者の指定について まで	83

資料番号	資料内容	関係議案	頁
9	位 置 図	議案第105号 町道路線の廃止について	84
10	位 置 図	議案第106号 町道路線の廃止について	86

条文解釈

箱根町犯罪被害者等支援条例の条文解釈

条項	条文
第1条	<p>(目的)</p> <p>この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、並びに町の責務並びに町民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。</p>
第2条	<p>(定義)</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で町内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると町長が認める者をいう。</p> <p>(3) 町民等 町内に住所を有する者、町内に居住する者、町内に勤務する者、町内に在学する者又は町内において活動を行う者をいう。</p> <p>(4) 事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穀の侵害その他の被害をいう。</p>

説明

本条は、この条例の目的について規定するものです。

本条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、町の責務、町民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

本条は、この条例における用語の意義を規定するものです。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で町内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると町長が認める者
- (3) 町民等 町内に住所を有する者、町内に居住する者、町内に勤務する者、町内に在学する者又は町内において活動を行う者
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穀の侵害その他の被害
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けること
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係するもの

条項	条文
	<p>(6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。</p> <p>(7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。</p> <p>(8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものをいう。</p>
第3条	<p>(基本理念)</p> <p>犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。</p> <p>3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、町、関係機関等、町民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。</p> <p>4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとする。</p>
第4条	<p>(町の責務)</p> <p>町は、前条の基本理念(次条第1項及び第6条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施さ</p>

説明

本条は、この条例の基本理念を規定するものです。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、町、関係機関等、町民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとする。

本条は、町の責務について規定するものです。

- (1) 町は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する。
- (2) 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図る。

条項	条文
	れるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。
第5条	<p>(町民等の役割)</p> <p>町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。</p> <p>2 町民等は、町がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。</p>
第6条	<p>(事業者の役割)</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、町がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。</p>
第7条	<p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>2 町は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口</p>

説明

本条は、町民等の役割について規定するものです。

- (1) 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努める。
- (2) 町民等は、町がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める。

本条は、事業者の役割について規定するものです。

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮に努める。
- (2) 事業者は、町がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める。
- (3) 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努める。

本条は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう相談に応じて、必要な情報提供、助言をすること、関係機関等と連絡調整を行うことを規定するものです。

また、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置することを規定するものです。

条項	条文
	<p>を設置するものとする。</p>
第 8 条	<p>(犯罪被害者等への支援)</p> <p>町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を実施するものとする。</p> <p>(1) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対する家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援</p> <p>(2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する転居に要する費用の助成その他必要な支援</p> <p>(3) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための犯罪被害者等に対する支援金の支給その他必要な支援</p> <p>(4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対する法律相談の実施その他必要な支援</p> <p>(5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対する心理に関する相談の実施その他必要な支援</p> <p>(6) 犯罪被害者等の雇用の安定を目的として関係機関等と連携して実施する、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援</p>
第 9 条	<p>(町内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援)</p> <p>町は、町内に住所を有しない者が町内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第 7 条第 1 項に規定する支援を行うものとする。</p>
第 10 条	<p>(人材の育成)</p> <p>町は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害</p>

説明

本条は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう支援を実施することを規定するものです。

- (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成等を行う。
- (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成等を行う。
- (3) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための犯罪被害者等に対し、支援金の支給等を行う。
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施等を行う。
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、心理に関する相談の実施等を行う。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を目的として関係機関等と連携して実施する、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援等を行う。

本条は、町内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援について、住所地の地方公共団体と連携、協力して、第7条第1項に定める必要な情報提供、助言をすること、関係機関等と連絡調整して支援を行うことを規定するものです。

本条は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための必要な施策を講ずることを規定するものです。

条 項	条 文
	者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。
第 11 条	(民間支援団体への支援) 町は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
第 12 条	(町民等への啓発活動等) 町は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について町民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。
第 13 条	(支援を行わないことができる場合) 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。
第 14 条	(意見の反映) 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。
第 15 条	(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

説明

本条は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うことを規定するものです。

本条は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について町民等の理解を深めるよう、必要な施策を講ずることを規定するものです。

本条は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるることを規定するものです。

本条は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めることを規定するものです。

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定するものです。

条文解釈

箱根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の条文解釈

条項	条文
第1条	<p>(趣旨)</p> <p>この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
第2条	<p>(定義)</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。(2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）をいう。(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）をいう。(4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。(5) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
第3条	<p>(最低基準の目的等)</p> <p>この条例で定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者</p>

説明

本条は、この条例の趣旨について規定したものです。

本条は、この条例の用語の定義について規定したものです。

本条は、この条例で定める基準（最低基準）の目的及びその向上について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文
	<p>への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。) を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>
第4条	<p>(最低基準と乳児等通園支援事業者)</p> <p>乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p> <p>3 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>
第5条	<p>(乳児等通園支援事業者の一般原則)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>

説明

本条は、最低基準に対する乳児等通園支援事業者の対応及び事業者に対する勧告について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業者の一般原則について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文
	<p>4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>
第6条	<p>(乳児等通園支援事業者と非常災害)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。</p>
第7条	<p>(安全計画の策定等)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実</p>

説 明

本条は、乳児等通園支援事業者の非常災害への備えについて規定したもので
す。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきもの
とされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業者の策定する安全計画について規定したもので
す。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものと
されており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文
	<p>施しなければならない。</p> <p>3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
第8条	<p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>
第9条	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。</p>

説明

本条は、乳児等通園支援事業者が自動車を運行する場合の、利用乳幼児の所在の確認について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文
第 10 条	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
第 11 条	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>
第 12 条	<p>(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>
第 13 条	<p>(虐待等の防止)</p> <p>乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
第 14 条	<p>(衛生管理等)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所にお</p>

説明

本条は、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上について規定したもので

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするもので

本条は、乳児等通園支援事業所を他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定したもので

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするもので

本条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について規定したもので

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするもので

本条は、虐待等の防止について規定したもので

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするもので

本条は、衛生管理や感染症対策等について規定したもので

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするもので

条項	条文
	<p>いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう に、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防 止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止の ための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医 療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなけ ればならない。</p>
第 15 条	<p>(食事)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(乳児 等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場 合を含む。)においては、当該乳児等通園支援事業所にお いて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理 機能を有する設備を備えなければならない。</p>
第 16 条	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。</p> <p>(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) その提供する乳児等通園支援の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わ ない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由 及びその額</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する 事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留</p>

説 明

本条は、食事の提供を行う際の設備について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業所内部の規程について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文
	<p>意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>
第 17 条	<p>(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)</p> <p>乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>
第 18 条	<p>(秘密保持等)</p> <p>乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
第 19 条	<p>(苦情への対応)</p> <p>乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
第 20 条	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及</p>

説明

本条は、乳児等通園支援事業所に備える帳簿について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業者の秘密保持について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業者の苦情への対応について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業の区分について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものと

条項	条文
	<p>び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。</p> <p>2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（第25条第4号において「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
第21条	<p>（設備の基準）</p> <p>一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p>

説 明

されており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準について規定したもので
す。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に参酌すべきもの
とされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文									
	<p>(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階</td> <td>常用</td> <td> 1 屋内階段 2 屋外階段 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難用</td> <td> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー </td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー
階	区分	施設又は設備								
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段								
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー								

説 明

条項	条文		
			3 建築基準法第2条第7号の 2に規定する準耐火構造の屋 外傾斜路又はこれに準ずる 設備 4 屋外階段
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123第 1項各号又は同条第3項各号 に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条 第1項各号又は同条第3項各 号に規定する構造の屋内階 段 2 建築基準法第2条第7号に 規定する耐火構造の屋外傾 斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条 第1項各号又は同条第3項各 号に規定する構造の屋内階 段 2 建築基準法施行令第123条 第2項各号に規定する構造の 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条 第1項各号又は同条第3項各 号に規定する構造の屋内階 段（ただし、同条第1項の場 合においては、当該階段の構 造は、建築物の1階から保育 室等が設けられている階ま での部分に限り、屋内と階段 室とは、バルコニー又は付室 （階段室が同条第3項第2号 に規定する構造を有する場 合を除き、同号に規定する構 造を有するものに限る。）を 通じて連絡することとし、か つ、同条第3項第3号、第4 号及び第10号を満たすもの とする。） 2 建築基準法第2条第7号に 規定する耐火構造の屋外傾

説 明

条項	条文		
			斜路 3 建築基準法施行令第 123 条 第 2 項各号に規定する構造の 屋外階段
	ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。		
	エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
	(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。		
	(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。		
	オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		
	カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		

説 明

条項	条文
	<p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>
第 22 条	<p>(職員)</p> <p>一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（神奈川県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。</p> <p>3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。</p> <p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認</p>

説明

本条は、一般型乳児等通園支援事業所の従事者について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文
	<p>定こども園その他の施設又は事業（この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>
第23条	<p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p>
第24条	<p>(保護者との連絡)</p> <p>一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>
第25条	<p>(設備及び職員の基準)</p> <p>余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及</p>

説明

本条は、一般型乳児等通園支援事業所における乳児等通園支援の内容について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、一般型乳児等通園支援事業所における保護者との連絡について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について規定したものです。

条項	条文
	<p>び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 5 号）（保育所に係るものに限る。）</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号において同じ。）以外の認定こども園 認定こども園の要件を定める条例（平成 18 年神奈川県条例第 65 号）</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年神奈川県条例第 52 号）</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 24 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p>
第 26 条	<p>（準用）</p> <p>第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>
第 27 条	<p>（電磁的記録）</p> <p>乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る</p>

説明

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従うべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所において準用する規定について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

本条は、乳児等通園支援事業者の電磁的記録の使用について規定したものです。

本条は、児童福祉法の規定に基づき、内閣府令で定める基準を参酌すべきものとされており、内容については内閣府令で定めたとおりとするものです。

条項	条文
	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

説 明

新旧对照表

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第1条関係）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第17条（略）

2（略）

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の107.5を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5（略）

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	<u>195,800</u>	<u>232,000</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,600</u>	<u>366,800</u>	<u>420,700</u>	<u>471,900</u>
2	<u>196,900</u>	<u>233,700</u>	<u>277,300</u>	<u>311,300</u>	<u>334,400</u>	<u>368,500</u>	<u>422,600</u>	<u>477,200</u>
3	<u>198,100</u>	<u>235,000</u>	<u>278,300</u>	<u>312,700</u>	<u>336,200</u>	<u>370,100</u>	<u>424,500</u>	<u>482,100</u>
4	<u>199,200</u>	<u>236,300</u>	<u>279,300</u>	<u>314,100</u>	<u>337,900</u>	<u>371,700</u>	<u>426,300</u>	<u>486,700</u>
5	<u>200,300</u>	<u>237,600</u>	<u>280,300</u>	<u>315,500</u>	<u>339,600</u>	<u>373,300</u>	<u>428,100</u>	<u>490,700</u>
6	<u>202,000</u>	<u>238,700</u>	<u>281,300</u>	<u>316,600</u>	<u>341,300</u>	<u>375,100</u>	<u>429,900</u>	<u>494,100</u>
7	<u>203,600</u>	<u>239,800</u>	<u>282,200</u>	<u>317,600</u>	<u>343,000</u>	<u>376,600</u>	<u>431,700</u>	<u>497,000</u>

旧（改正前）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第17条（略）

2（略）

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の105を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の50を乗じて得た額の総額

3～5（略）

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	<u>183,500</u>	<u>218,200</u>	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
2	<u>184,600</u>	<u>219,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
3	<u>185,800</u>	<u>221,400</u>	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
4	<u>186,900</u>	<u>222,900</u>	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
5	<u>188,000</u>	<u>224,400</u>	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
6	<u>189,700</u>	<u>225,800</u>	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
7	<u>191,300</u>	<u>227,200</u>	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>

新 (改 正 後)

8	205, 200	240, 900	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500	499, 500
9	206, 700	242, 000	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100	501, 500
10	208, 400	243, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600	
11	210, 000	244, 700	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100	
12	211, 600	246, 100	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600	
13	213, 100	247, 500	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100	
14	214, 800	248, 900	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400	
15	216, 500	250, 300	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700	
16	218, 200	251, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900	
17	219, 400	253, 100	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100	
18	221, 000	254, 300	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400	
19	222, 600	255, 600	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700	
20	224, 100	256, 900	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	
21	225, 600	258, 100	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	
22	227, 200	259, 300	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	
23	228, 800	260, 500	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	
24	230, 400	261, 700	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	
25	232, 000	262, 800	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	
26	233, 700	263, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	
27	235, 000	265, 000	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	
28	236, 300	266, 100	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
29	237, 600	267, 000	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
30	238, 700	268, 000	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
31	239, 800	269, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
32	240, 900	270, 000	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
33	242, 000	271, 000	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
34	242, 900	271, 900	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
35	243, 800	272, 700	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
36	244, 800	273, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
37	245, 800	274, 400	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
38	246, 700	275, 200	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	276, 000	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	276, 700	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	277, 400	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	278, 200	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	279, 000	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	279, 600	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	

旧 (改正前)

8	192,900	228,600	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	230,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	231,500	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	233,000	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	234,500	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	236,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	237,500	278,400	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	239,000	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	240,500	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	242,000	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	243,400	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	244,800	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	246,200	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	247,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	248,600	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	249,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	251,000	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	252,100	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	253,200	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	254,300	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	255,400	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	256,400	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	257,400	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	258,400	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	259,400	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	260,400	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	261,300	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	262,200	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	263,100	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	263,900	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	264,700	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	265,500	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	266,300	310,400	358,500	377,900	407,200	449,300	
41	238,200	267,000	311,700	360,000	378,700	407,900	449,600	
42	239,100	267,800	313,000	360,800	379,500	408,600	450,000	
43	239,900	268,600	314,300	361,800	380,300	409,300	450,300	
44	240,700	269,300	315,400	362,800	381,000	409,800	450,600	

新 (改正後)

45	<u>251,800</u>	<u>280,300</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>	
46	<u>252,400</u>	<u>281,100</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>		
47	<u>253,000</u>	<u>281,800</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>		
48	<u>253,600</u>	<u>282,500</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>		
49	<u>254,100</u>	<u>283,200</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>		
50	<u>254,700</u>	<u>283,900</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>		
51	<u>255,300</u>	<u>284,600</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>		
52	<u>255,800</u>	<u>285,300</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>		
53	<u>256,200</u>	<u>286,000</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>		
54	<u>256,600</u>	<u>286,600</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>		
55	<u>256,900</u>	<u>287,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>		
56	<u>257,200</u>	<u>287,900</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>		
57	<u>257,500</u>	<u>288,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>		
58	<u>257,800</u>	<u>289,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>		
59	<u>258,100</u>	<u>289,900</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>		
60	<u>258,400</u>	<u>290,600</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>		
61	<u>258,700</u>	<u>291,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>		
62	<u>259,000</u>	<u>291,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>		
63	<u>259,300</u>	<u>292,300</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>425,000</u>		
64	<u>259,600</u>	<u>293,000</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>425,700</u>		
65	<u>259,900</u>	<u>293,600</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>426,200</u>		
66	<u>260,200</u>	<u>294,200</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>426,900</u>		
67	<u>260,500</u>	<u>294,800</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>427,600</u>		
68	<u>260,800</u>	<u>295,500</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>428,300</u>		
69	<u>261,100</u>	<u>296,100</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>428,800</u>		
70	<u>261,400</u>	<u>296,700</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>429,500</u>		
71	<u>261,700</u>	<u>297,200</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>430,200</u>		
72	<u>262,000</u>	<u>297,700</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>430,900</u>		
73	<u>262,300</u>	<u>298,200</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>431,400</u>		
74	<u>262,600</u>	<u>298,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>	<u>431,600</u>		
75	<u>262,900</u>	<u>299,300</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>	<u>431,800</u>		
76	<u>263,200</u>	<u>299,900</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>	<u>432,000</u>		
77	<u>263,500</u>	<u>300,300</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>	<u>432,200</u>		
78	<u>263,800</u>	<u>300,800</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>	<u>432,400</u>		
79	<u>264,100</u>	<u>301,300</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>	<u>432,600</u>		
80	<u>264,400</u>	<u>301,900</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>	<u>432,800</u>		
81	<u>264,700</u>	<u>302,400</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>	<u>433,000</u>		

旧 (改正前)

45	241, 400	270, 000	316, 300	363, 700	381, 700	410, 400	450, 900	
46	242, 000	270, 800	317, 600	364, 800	382, 400	411, 000		
47	242, 600	271, 600	318, 900	365, 700	383, 100	411, 600		
48	243, 200	272, 300	320, 200	366, 700	383, 800	412, 200		
49	243, 800	273, 000	321, 400	367, 600	384, 300	412, 700		
50	244, 400	273, 800	322, 700	368, 300	384, 900	413, 400		
51	245, 000	274, 600	323, 900	369, 000	385, 500	414, 000		
52	245, 500	275, 300	325, 100	369, 600	386, 200	414, 500		
53	246, 000	276, 000	326, 400	370, 000	386, 600	414, 800		
54	246, 400	276, 700	327, 500	370, 600	387, 200	415, 400		
55	246, 700	277, 400	328, 600	371, 300	387, 800	416, 100		
56	247, 000	278, 100	329, 700	372, 000	388, 300	416, 600		
57	247, 300	278, 800	330, 400	372, 300	388, 700	417, 100		
58	247, 600	279, 500	331, 300	373, 000	389, 300	417, 800		
59	247, 900	280, 200	332, 000	373, 700	389, 900	418, 500		
60	248, 200	280, 900	332, 800	374, 300	390, 400	419, 200		
61	248, 500	281, 500	333, 600	374, 600	390, 800	419, 600		
62	248, 800	282, 200	334, 000	375, 100	391, 300	420, 300		
63	249, 100	282, 800	334, 600	375, 700	391, 800	421, 000		
64	249, 400	283, 500	335, 300	376, 300	392, 400	421, 700		
65	249, 700	284, 100	336, 100	376, 600	392, 700	422, 200		
66	250, 000	284, 800	336, 800	377, 200	393, 400	422, 900		
67	250, 300	285, 400	337, 500	377, 900	394, 100	423, 600		
68	250, 600	286, 100	338, 100	378, 500	394, 600	424, 300		
69	250, 900	286, 700	338, 600	378, 900	394, 900	424, 800		
70	251, 200	287, 400	339, 200	379, 400	395, 600	425, 500		
71	251, 500	288, 000	339, 700	380, 000	396, 300	426, 200		
72	251, 800	288, 500	340, 300	380, 500	397, 000	426, 900		
73	252, 100	289, 000	340, 600	381, 000	397, 500	427, 400		
74	252, 400	289, 600	341, 100	381, 600	398, 200	428, 100		
75	252, 700	290, 100	341, 500	382, 100	398, 900	428, 800		
76	253, 000	290, 700	341, 900	382, 400	399, 500	429, 500		
77	253, 300	291, 200	342, 300	382, 800	400, 000	430, 000		
78	253, 600	291, 700	342, 800	383, 300	400, 600	430, 700		
79	253, 900	292, 300	343, 300	383, 700	401, 200	431, 400		
80	254, 200	292, 900	343, 800	384, 100	401, 800	432, 100		
81	254, 500	293, 400	344, 100	384, 500	402, 500	432, 600		

新 (改 正 後)

82	<u>265,000</u>	<u>302,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>			
83	<u>265,300</u>	<u>303,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>			
84	<u>265,600</u>	<u>303,400</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>			
85	<u>265,900</u>	<u>303,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>			
86	<u>266,200</u>	<u>303,900</u>	<u>355,700</u>		<u>409,200</u>			
87	<u>266,500</u>	<u>304,100</u>	<u>356,100</u>		<u>409,400</u>			
88	<u>266,800</u>	<u>304,400</u>	<u>356,500</u>		<u>409,600</u>			
89	<u>267,100</u>	<u>304,600</u>	<u>356,700</u>		<u>409,800</u>			
90	<u>267,400</u>	<u>304,800</u>	<u>357,100</u>		<u>410,000</u>			
91	<u>267,700</u>	<u>305,100</u>	<u>357,500</u>		<u>410,200</u>			
92	<u>268,000</u>	<u>305,300</u>	<u>357,900</u>		<u>410,400</u>			
93	<u>268,300</u>	<u>305,600</u>	<u>358,100</u>		<u>410,600</u>			
94		<u>305,800</u>	<u>358,400</u>					
95		<u>306,100</u>	<u>358,800</u>					
96		<u>306,400</u>	<u>359,100</u>					
97		<u>306,700</u>	<u>359,400</u>					
98		<u>307,000</u>	<u>359,800</u>					
99		<u>307,300</u>	<u>360,200</u>					
100		<u>307,600</u>	<u>360,600</u>					
101		<u>307,800</u>	<u>361,100</u>					
102		<u>308,000</u>	<u>361,500</u>					
103		<u>308,300</u>	<u>361,900</u>					
104		<u>308,700</u>	<u>362,300</u>					
105		<u>308,900</u>	<u>362,800</u>					
106		<u>309,200</u>	<u>363,200</u>					
107		<u>309,500</u>	<u>363,500</u>					
108		<u>309,900</u>	<u>363,800</u>					
109		<u>310,100</u>	<u>364,200</u>					
110		<u>310,400</u>						
111		<u>310,700</u>						
112		<u>311,000</u>						
113		<u>311,200</u>						
114		<u>311,500</u>						
115		<u>311,800</u>						
116		<u>312,100</u>						
117		<u>312,300</u>						
118		<u>312,600</u>						

旧 (改正前)

82	<u>254,800</u>	<u>293,900</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>403,100</u>			
83	<u>255,100</u>	<u>294,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>403,700</u>			
84	<u>255,400</u>	<u>294,600</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>404,300</u>			
85	<u>255,700</u>	<u>294,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>405,000</u>			
86	<u>256,000</u>	<u>295,100</u>	<u>346,000</u>		<u>405,600</u>			
87	<u>256,300</u>	<u>295,300</u>	<u>346,400</u>		<u>406,200</u>			
88	<u>256,600</u>	<u>295,600</u>	<u>346,800</u>		<u>406,800</u>			
89	<u>256,900</u>	<u>295,800</u>	<u>347,000</u>		<u>407,500</u>			
90	<u>257,200</u>	<u>296,000</u>	<u>347,400</u>		<u>408,100</u>			
91	<u>257,500</u>	<u>296,300</u>	<u>347,800</u>		<u>408,700</u>			
92	<u>257,800</u>	<u>296,500</u>	<u>348,200</u>		<u>409,300</u>			
93	<u>258,100</u>	<u>296,800</u>	<u>348,400</u>		<u>410,000</u>			
94		<u>297,100</u>	<u>348,800</u>					
95		<u>297,400</u>	<u>349,200</u>					
96		<u>297,700</u>	<u>349,500</u>					
97		<u>298,000</u>	<u>349,800</u>					
98		<u>298,300</u>	<u>350,200</u>					
99		<u>298,600</u>	<u>350,600</u>					
100		<u>299,000</u>	<u>351,000</u>					
101		<u>299,200</u>	<u>351,500</u>					
102		<u>299,400</u>	<u>351,900</u>					
103		<u>299,700</u>	<u>352,300</u>					
104		<u>300,100</u>	<u>352,700</u>					
105		<u>300,300</u>	<u>353,200</u>					
106		<u>300,600</u>	<u>353,600</u>					
107		<u>301,000</u>	<u>353,900</u>					
108		<u>301,400</u>	<u>354,200</u>					
109		<u>301,600</u>	<u>354,700</u>					
110		<u>301,900</u>						
111		<u>302,200</u>						
112		<u>302,500</u>						
113		<u>302,700</u>						
114		<u>303,000</u>						
115		<u>303,300</u>						
116		<u>303,600</u>						
117		<u>303,800</u>						
118		<u>304,200</u>						

新（改正後）

119		313,000						
120		313,300						
121		313,500						
122		313,700						
123		314,000						
124		314,400						
125		314,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	206,200	217,300	237,500	262,200	275,600	296,600	313,200	340,000

（箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）（第2条関係）
別表第2（第7条関係）

基準月額表 (単位：円)

号給	報酬月額
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600

旧（改正前）

119		304,600						
120		304,900						
121		305,100						
122		305,300						
123		305,600						
124		306,000						
125		306,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	197,900	209,000	228,000	251,800	264,800	285,300	301,100	327,000

別表第2（第7条関係）

基準月額表

（単位：円）

号給	報酬月額
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600

新（改正後）

22	<u>227,200</u>
23	<u>228,800</u>
24	<u>230,400</u>
25	<u>232,000</u>
26	<u>233,700</u>
27	<u>235,000</u>
28	<u>236,300</u>
29	<u>237,600</u>
30	<u>238,700</u>
31	<u>239,800</u>
32	<u>240,900</u>
33	<u>242,000</u>
34	<u>242,900</u>
35	<u>243,800</u>
36	<u>244,800</u>
37	<u>245,800</u>
38	<u>246,700</u>
39	<u>247,600</u>
40	<u>248,400</u>
41	<u>249,200</u>
42	<u>249,900</u>
43	<u>250,500</u>
44	<u>251,100</u>
45	<u>251,800</u>
46	<u>252,400</u>
47	<u>253,000</u>
48	<u>253,600</u>
49	<u>254,100</u>
50	<u>254,700</u>
51	<u>255,300</u>
52	<u>255,800</u>
53	<u>256,200</u>
54	<u>256,600</u>
55	<u>256,900</u>
56	<u>257,200</u>
57	<u>257,500</u>
58	<u>257,800</u>

旧 (改正前)

22	<u>215, 200</u>
23	<u>216, 800</u>
24	<u>218, 400</u>
25	<u>220, 000</u>
26	<u>221, 700</u>
27	<u>223, 000</u>
28	<u>224, 300</u>
29	<u>225, 600</u>
30	<u>226, 700</u>
31	<u>227, 800</u>
32	<u>228, 900</u>
33	<u>230, 000</u>
34	<u>231, 100</u>
35	<u>232, 200</u>
36	<u>233, 300</u>
37	<u>234, 400</u>
38	<u>235, 400</u>
39	<u>236, 400</u>
40	<u>237, 300</u>
41	<u>238, 200</u>
42	<u>239, 100</u>
43	<u>239, 900</u>
44	<u>240, 700</u>
45	<u>241, 400</u>
46	<u>242, 000</u>
47	<u>242, 600</u>
48	<u>243, 200</u>
49	<u>243, 800</u>
50	<u>244, 400</u>
51	<u>245, 000</u>
52	<u>245, 500</u>
53	<u>246, 000</u>
54	<u>246, 400</u>
55	<u>246, 700</u>
56	<u>247, 000</u>
57	<u>247, 300</u>
58	<u>247, 600</u>

新（改正後）

59	<u>258,100</u>
60	<u>258,400</u>
61	<u>258,700</u>
62	<u>259,000</u>
63	<u>259,300</u>
64	<u>259,600</u>
65	<u>259,900</u>
66	<u>260,200</u>
67	<u>260,500</u>
68	<u>260,800</u>
69	<u>261,100</u>
70	<u>261,400</u>
71	<u>261,700</u>
72	<u>262,000</u>
73	<u>262,300</u>
74	<u>262,600</u>
75	<u>262,900</u>
76	<u>263,200</u>
77	<u>263,500</u>
78	<u>263,800</u>
79	<u>264,100</u>
80	<u>264,400</u>
81	<u>264,700</u>
82	<u>265,000</u>
83	<u>265,300</u>
84	<u>265,600</u>
85	<u>265,900</u>
86	<u>266,200</u>
87	<u>266,500</u>
88	<u>266,800</u>
89	<u>267,100</u>
90	<u>267,400</u>
91	<u>267,700</u>
92	<u>268,000</u>
93	<u>268,300</u>

旧（改正前）

59	<u>247,900</u>
60	<u>248,200</u>
61	<u>248,500</u>
62	<u>248,800</u>
63	<u>249,100</u>
64	<u>249,400</u>
65	<u>249,700</u>
66	<u>250,000</u>
67	<u>250,300</u>
68	<u>250,600</u>
69	<u>250,900</u>
70	<u>251,200</u>
71	<u>251,500</u>
72	<u>251,800</u>
73	<u>252,100</u>
74	<u>252,400</u>
75	<u>252,700</u>
76	<u>253,000</u>
77	<u>253,300</u>
78	<u>253,600</u>
79	<u>253,900</u>
80	<u>254,200</u>
81	<u>254,500</u>
82	<u>254,800</u>
83	<u>255,100</u>
84	<u>255,400</u>
85	<u>255,700</u>
86	<u>256,000</u>
87	<u>256,300</u>
88	<u>256,600</u>
89	<u>256,900</u>
90	<u>257,200</u>
91	<u>257,500</u>
92	<u>257,800</u>
93	<u>258,100</u>

新
旧
対
照
表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の235 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3・4（略）

旧（改正前）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の230 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3・4（略）

新
旧
対
照
表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
新旧対照表

新（改正後）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の235 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

旧（改正前）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の230 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3・4（略）

新
旧
対
照
表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（固定資産税の税率）

第20条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

2 國際觀光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、前項の規定にかかわらず当該家屋が登録を受けた日の属する年度の翌年度から5年度分に限り、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

第1年度 100分の0.7

第2年度 100分の0.84

第3年度 100分の0.98

第4年度 100分の1.12

第5年度 100分の1.26

附 則

（固定資産税の税率の特例）

28 固定資産税の税率は、当分の間、第20条第1項の規定にかかわらず、100分の1.58とする。

29 國際觀光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、当分の間、第20条第2項の規定にかかわらず、当該家屋が登録を受けた日の属する年度の翌年度から5年度分に限り、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

第1年度 100分の0.79

第2年度 100分の0.948

第3年度 100分の1.106

第4年度 100分の1.264

旧（改正前）

（固定資産税の税率）

第20条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

2 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、前項の規定にかかわらず当該家屋が登録を受けた日の属する年度の翌年度から次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

第1年度 100分の0.7

第2年度 100分の0.84

第3年度 100分の0.98

第4年度 100分の1.12

第5年度以降の各年度 100分の1.26

附 則

（固定資産税の税率の特例）

28 固定資産税の税率は、当分の間、第20条第1項の規定にかかわらず、100分の1.58とする。

29 国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、当分の間、第20条第2項の規定にかかわらず、当該家屋が登録を受けた日の属する年度の翌年度から次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

第1年度 100分の0.79

第2年度 100分の0.948

第3年度 100分の1.106

第4年度 100分の1.264

第5年度以降の各年度 100分の1.422

新（改正後）

第5年度 100分の1.422

旧（改正前）

新旧对照表

箱根町火災予防条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

目次

第1章～第3章（略）

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

第4章～第7章（略）

附則

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて町長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの

旧（改正前）

目次

第1章～第3章 (略)

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)

第4章～第7章 (略)

附則

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて町長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

新（改正後）

間、町の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 45 条第 1 項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 45 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

(4) 水道の断水又は減水

(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し

旧（改正前）

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3（略）

（1）・（2）（略）

（3） 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（4）～（6）（略）

2（略）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（1） 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

（2） 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

（3） 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

（4） 水道の断水又は減水

（5） 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

（6） 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し

新（改正後）

て行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

旧（改正前）

て行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

令和7年10月時点

指定管理者候補者の概要一覧

No.	議案番号	施設名	指定管理者	代表者等	設立年月日	設立目的
1	96	箱根町畠宿寄木会館	畠宿寄木会館プロジェクト	会長 加藤 忠雄 役員数 6名 社員数 3名	令和7年10月1日	寄木細工の優れた技術を観光客の皆様に理解していただくとともに、伝統技術の継承の場として箱根物産の育成振興を図ることを目的とする。
2	97	箱根町山崎集会所	山崎自治会	会長 武藤 明 役員数 6名 世帯数 258世帯	昭和45年4月1日	会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。
3	97	箱根町湯本仲町集会所	湯本仲町自治会	会長 熊谷 重明 役員数 8名 世帯数 263世帯	昭和45年4月1日	会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。
4	97	箱根町大平台集会所	大平台自治会	会長 若林 宏光 役員数 12名 世帯数 208世帯	昭和45年4月1日	会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。
5	97	箱根町芦之湯集会所	芦之湯自治会	会長 市川 茂 役員数 6名 世帯数 22世帯	昭和45年4月1日	会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。
6	97	箱根町箱根集会所	箱根集会所管理運営委員会	委員長 室伏 浩司 役員数 15名	平成5年11月15日	箱根町集会所の管理運営を行うことを目的とする。
7	97	箱根町元箱根集会所	元箱根集会所管理運営委員会	委員長 小林 憲夫 役員数 7名	平成22年4月28日	元箱根町集会所の管理運営を行うことを目的とする。
8	98	箱根町弥坂湯	弥坂湯管理委員会	委員長 熊谷 重明 役員数 7名 職員数 13名	平成19年4月1日	湯本仲町地区に所在する「弥坂湯」を通じて、地域コミュニティの醸成を図るとともに、地区内のみならず広く弥坂湯利用者の健康福祉の増進と文化の向上に寄与することを目的とする。
9	99	箱根町宮城野温泉会館	宮城野温泉会館管理運営委員会	会長 湯川 延和 役員数 9名 職員数 4名	昭和58年11月18日	箱根町が設置した宮城野温泉会館を、町の委託により住民の福祉並びに観光振興等地域の繁栄に寄与すべく管理運営することを目的とする。
10	100	箱根町老人福祉センター やまなみ荘	一般社団法人 箱根町シルバー人材センター	理事長 福住 正巳 役員数 11名 職員数 2名	平成24年5月2日	働く意欲のある高齢者の自主性を高め、関係機関からの援助・指導を受けながら高齢者の社会的・経済的な向上を目指すとともに、健康と生きがいづくりを推進し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
11	101	箱根町宮ノ下駐車場	箱根宮ノ下観光協会	会長 太田 明宏 役員数 5名 社員数 4名	昭和45年4月1日	宮ノ下付近の観光を発展させるため、観光資源の開発並びに施設整備、管理運営を図ることを目的とする。
12	101	箱根町八丁駐車場	元箱根観光協会	会長 川邊 剛 役員数 6名	昭和22年	元箱根地区の観光事業の振興と健全なる発展を図ることを目的とする。
13	102	仙石原公園いこいの家	一般社団法人 箱根町シルバー人材センター	理事長 福住 正巳 役員数 11名 職員数 2名	平成24年5月2日	働く意欲のある高齢者の自主性を高め、関係機関からの援助・指導を受けながら高齢者の社会的・経済的な向上を目指すとともに、健康と生きがいづくりを推進し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
14	103	箱根町総合体育館	学校法人 国際学園	理事長 前田 豊 役員数 10名 職員数 6名	昭和55年12月20日	教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。
15	104	箱根町宮城野テニスコート	箱根町宮城野木賀観光協会	会長 古屋 光章 役員数 6名 職員数 5名	昭和50年4月6日	宮城野木賀温泉観光事業の振興と健全なる発展を図ることを目的とする。



